

## 熊野圏域県管理河川水防災協議会 規約改正

## 【規約の改正点】

## 第1条名称を設置と改め、本協議会を法律上の協議会であることを明記。

現行版	改正
<p><b>(名称)</b> 第1条 本会の名称は、熊野圏域県管理河川水防災協議会（以下「協議会」という。）とする。</p> <p><b>(目的)</b> 第2条 平成27年の関東・東北豪雨や平成28年8月の台風10号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大災害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっているため、本協議会は、国、県、市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確かなものにするを目的とする。</p> <p><b>(組織)</b> 第3条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。 2 協議会には座長を置くものとし、委員の互選によってこれを定める。 3 座長は、協議会の円滑な運営と進行を総括する。 4 座長は、別表-1の職にある者のほか、必要があると認めるときは、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p> <p><b>(幹事会)</b> 第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表-2の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 事務局は、別表-2の職にある者のほか、必要があると認めるときは、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p> <p><b>(協議会の実施事項)</b> 第5条 協議会において実施する事項は、次のとおりとする。 1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「熊野圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の作成 3) 「熊野圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の実施状況のフォローアップ</p> <p><b>(事務局)</b> 第6条 協議会及び幹事会の事務局を、三重県熊野建設事務所に置く。</p> <p><b>(雑則)</b> 第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p><b>(附則)</b> 本規約は平成29年5月25日から実施する。</p>	<p><b>(設置)</b> 第1条 水防法（昭和24年法律第198号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「熊野圏域県管理河川水防災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p><b>(目的)</b> 第2条 平成27年の関東・東北豪雨や平成28年8月の台風10号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大災害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっているため、本協議会は、国、県、市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確かなものにするを目的とする。</p> <p><b>(組織)</b> 第3条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。 2 協議会には座長を置くものとし、委員の互選によってこれを定める。 3 座長は、協議会の円滑な運営と進行を総括する。 4 座長は、別表-1の職にある者のほか、必要があると認めるときは、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p> <p><b>(幹事会)</b> 第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表-2の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 事務局は、別表-2の職にある者のほか、必要があると認めるときは、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p> <p><b>(協議会の実施事項)</b> 第5条 協議会において実施する事項は、次のとおりとする。 1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「熊野圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の作成 3) 「熊野圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の実施状況のフォローアップ</p> <p><b>(事務局)</b> 第6条 協議会及び幹事会の事務局を、三重県熊野建設事務所に置く。</p> <p><b>(雑則)</b> 第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p><b>(附則)</b> 本規約は平成29年5月25日から実施する。 本規約は平成30年6月28日から実施する。</p>

## 熊野圏域県管理河川水防災協議会規約

### (設置)

第2条 水防法（昭和24年法律第198号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「熊野圏域県管理河川水防災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 平成27年の関東・東北豪雨や平成28年8月の台風10号による大規模な水害など、現状の河川的能力を超える大災害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっているため、本協議会は、国、県、市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものにすることを目的とする。

### (組織)

第3条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には座長を置くものとし、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 4 座長は、別表-1の職にある者のほか、必要があると認めるときは、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

### (幹事会)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表-2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、別表-2の職にある者のほか、必要があると認めるときは、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、次のとおりとする。

- 1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「熊野圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の作成
- 3) 「熊野圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の実施状況のフォローアップ

### (事務局)

第6条 協議会及び幹事会の事務局を、三重県熊野建設事務所に置く。

### (雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

### (附則)

本規約は平成29年5月25日から実施する。

本規約は平成30年6月28日から実施する。